

# 何が変わり、どう影響？

## 年金改正

2020年年金改正  
正法が成立しました(5月29日)。年金受給のあり方や今後の働き方に大きく関わる改正となっています(主な施行期日は22年4月から)。「この相談室」回答者の大川英夫さん(年金問題研究家)が内容のポイントを説明します。

年金問題研究家 大川英夫さん

定めることになります  
(在職定時改定制度、図)。配偶者がいる場合に加給年金の振替加算がつくケースがありますが、この改定がされる場合もあるので気をつけましょう。



### 減額率は0・4%に改善

(3) 繰り上げ減額率

老齢厚生年金や老齢基礎年金を、本来の受給開始年齢よりも早めて受給することを「繰り上げ」といいます。繰り上げを選択すると、65歳からの老齢年金を75歳まで延長

を0・4%に減らすと年金額は減ります。60歳から65歳

### 繰り下げ選択1%程度

(4) 受給開始年齢を選択

75歳まで延長したことによります。繰り上げを選択することも可能になり、年金額は84%まで増えます。(表1)

までの減額率は現在1%が、改定によって0・4%に改善されます。(表1)

## 基準額47万円に引き上げ

(1) 在職老齢年金の停止の調整額の見直し  
60歳から65歳までに受けける「特別支給の老齢厚生年金」について、在職の場合に調整がありま

る。年金が大幅に停止され働く条件を無理に下げる必要がなくなります。22年4月に65歳未満の人が対象となるので、1957年4月2日以後生まれが対象です。

なお65歳以上で在職の場合、これまで47万円が年金停止の基準額でした。改定ではその基準額を47万円に引き上げます。

年金の一部もしくは全額が停止となっていません。改定ではその年金加入で働いている間は厚生年金の受給額は変わらない。退職した

### 在職中でも年1回改定

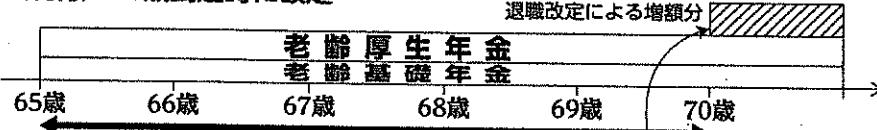
(2) 65歳からの老齢厚生年金の見直し  
現在は、65歳以降も厚生年金加入で働いている間は厚生年金の受給額は変わらない。退職した

時が、70歳で厚生年金被保険者の資格を喪失する

今回改定で、在職中でも年1回10月に増額改定

### 在職定時改定制度(70歳まで継続就労のケース)

(現行) 70歳到達時に改定



[改定] 在職中毎年1回の改定

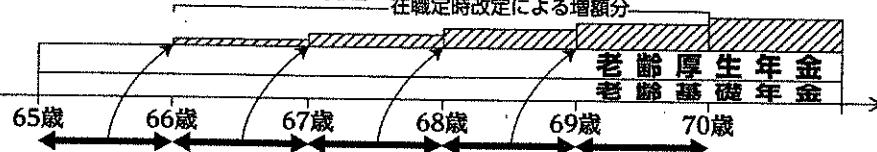


表1 繰り上げによる減額

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%
(改定後)	(78%)	(80.8%)	(85.6%)	(90.4%)	(95.2%)	100%

\*繰り上げ減額率=0.5%×繰り上げた月数 (改定後は0.4%)

表2 繰り下げによる増額

請求時の年齢	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
支給率	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

\*繰り下げ増額率=0.7%×繰り下げる月数

### 社会保険の適用拡大へ

(5) 社会保険のさらなる適用拡大に向けて

会社の社会保険に加入するスリットは、将来受け取る年金が増えること

。

より、パートで働いていた人が社会保険に加入するケースが増えています。今回の改定では、この流れをさらに推進しています。

年金は、保険料を支払う期間が増えれば受け取る年金額も増えます。現在は60歳までとなってい

る国民年金の強制加入期間を、現在の50~1人以上から、10~1人以上とし

ます(22年10月から)。

また、「継続して1年以

上雇用される」という要

案が議論されています。

た。結果的には今回の改

正では盛り込まれず、引

き続きの検討課題となっ

ています。